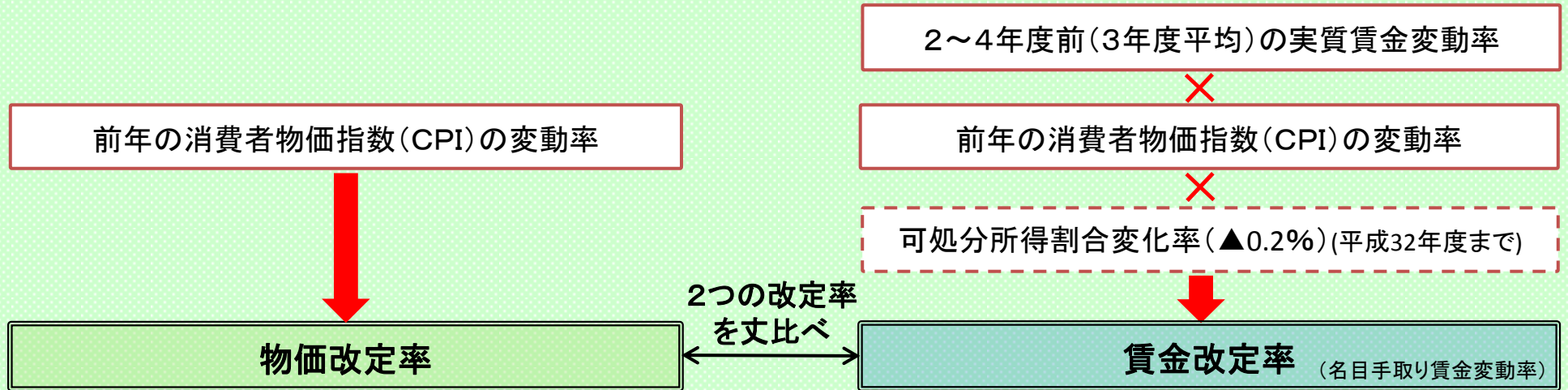


# 年金額の改定(スライド)ルールイメージ図

## ①賃金改定率と物価改定率の丈比べ



①がプラス改定の場合、マクロ経済スライドが発動

## ②マクロ経済スライドによる調整

※年金額の名目下限の措置

年金額改定

(注)

令和3年度を例にすると、令和3年度の初日(令和3年4月1日)の属する年(令和3年)の3年前の年(平成30年)の9月1日と同じく4年前の年(平成29年)の9月1日における厚生年金保険料率の変化率を示したものです。厚生年金保険料率は平成29年9月において固定され、以後183/1,000(18.3%)のままになっていますので、平成29年と平成30年とを比較した場合、厚生年金保険料率はいずれも同じであることから、変化率±0%となります。

なお、「可処分所得割合変化率(▲0.2%)(平成32年度まで)」とありますが、▲0.2%となるのは平成31(令和元)年度までで、令和2年度では▲0.1%、令和3年度では0%となり、令和3年度以後は0%で固定化されます。従って、上記「 」の中は、可処分所得割合変化率(▲0.2%)(平成31(令和元)年度まで)とすべきだと考えます。